

未来につなぐ相続登記 ～次の世代へのつとめです～
ご相談は、岐阜地方法務局まで (tel 058-245-3181)

お知らせ

口座の解約等の理由により、口座振替がご利用出来ない場合は、納付書をお送りしますので資産税課までご連絡下さい。

なお、岐阜市内の金融機関の窓口には白紙の窓口用納付書を備え付けていますので、こちらもご利用ください。

広告欄

この広告は、市の財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図るための取組みです。
広告内容に関する質問につきましては広告スポンサーに直接お問い合わせください。(広告スポンサーと岐阜市固定資産税・都市計画税業務とは直接関係ありません。)

※岐阜市使用欄の文面は、令和3年度固定資産税・都市計画税納税通知書送付用封筒(口座振替用【予定】)のもので、文面を変更することもありますので、ご了承ください。